

令和2年7月豪雨災害検証を踏まえた  
対応策の進捗(概要版)  
(令和3年3月31日時点)

# 令和2年7月豪雨災害検証報告書の概要

## 総括

令和2年7月豪雨は、7日から8日にかけて中濃から飛騨地方を中心に断続的に非常に激しい雨となり、6市に大雨特別警報が発表されたほか、降り始めからの降水量が県内11地点で1,000ミリを超えるなど、記録的な大雨となった。

これにより、飛騨川を中心とする河川の氾濫や土砂災害、下流域の白川町ではバックウォーター現象による浸水被害が発生し、また八百津町では短時間の突風による損壊家屋が発生するなど、特定の地域でピンポイントに局所的な被害が発生した。

このような中、死者・行方不明者がなかったことは、本県が実施してきた治水、治山事業の成果と見られ、加えて、地元自治体、地域住民などが連携して避難誘導を実施した結果と考えられる。

今回はコロナ禍における災害対応が求められた初めての大規模災害であり、コロナ対応の避難所運営を行うことができたが、避難所定員の減少や災害ボランティアの全国からの受入れなどが課題となっている。

今後は、これまでの防災対策に加え、コロナ禍の防災対策にも万全を期し、県民、市町村、防災関係機関と一体となって災害対応力の向上に努める必要がある。

## 主な論点（課題）

### 1 コロナ禍における避難所運営の強化

- 感染防止対策として2m間隔のスペースを確保したため避難所定員が減少し、避難者に対して他の避難所への移動を促した事例が発生した。
- 感染を危惧して避難所への避難をためらったとの声が聞かれた。

### 2-1 コロナ禍における災害ボランティア受入のルール化

- 感染防止対策のため、被災市町在住者に限定して災害ボランティアを受け入れた。

### 2-2 コロナ禍における応援職員の感染防止対策の徹底

- 熊本県において、派遣された応援職員が、新型コロナウイルスに感染した事例が発生した。

### 3 実効性のある避難対策の推進

- 各市町村は、土砂災害警戒情報や河川水位、雨量等を踏まえ、避難勧告や避難指示を時間帯に関わらず発令した。
- 避難指示発令時の大音量でのサイレン使用など、避難の実効性確保のため伝達方法に工夫がみられた。
- 「垂直避難など屋内安全確保」を呼び掛けた市町村の割合が、平成30年7月豪雨時より増加した。

### 4 要配慮者利用施設における避難対策の推進

- 県内では、要配慮者利用施設での人的被害の発生はなかったが、他県では、避難が間に合わず、多くの人命が失われた事例があった。

### 5 孤立集落対策の強化

- 道路啓開を円滑に実施することにより、2日間で孤立状態が解消された。
- 別荘利用者等の孤立が発生し、孤立の実態及び必要な支援の把握が困難であった。

### 6 局地的な災害、ピンポイント被災に対応する被災者支援

- 災害の規模により適用の可否が決定される既存の国制度では、ピンポイントに被害が発生した場合に対応できない。また、半壊や床上浸水世帯が対象外。
- 国は、損害割合30%以上40%未満の半壊世帯について、国制度の対象とする方針を示した。

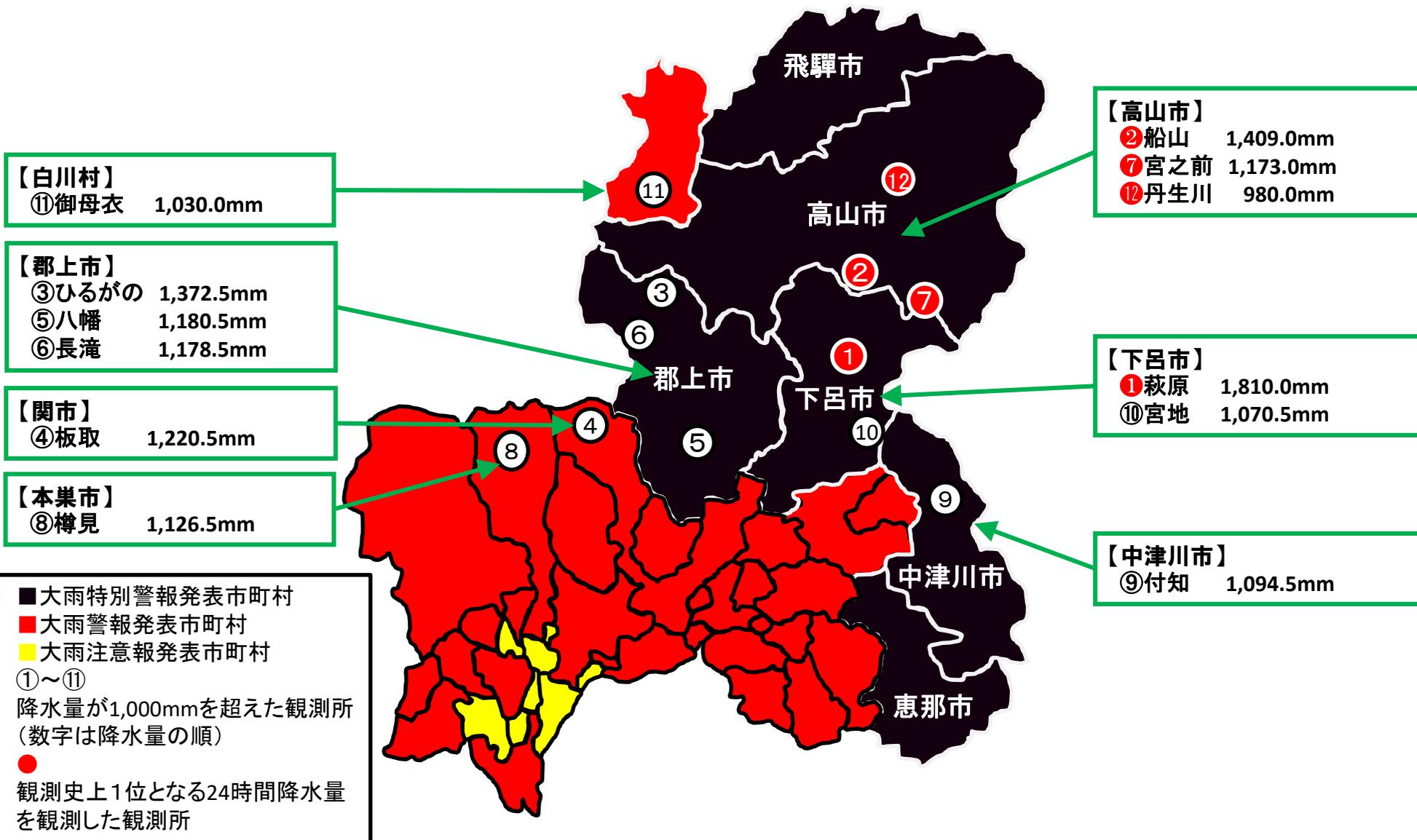
### 7 防災対策事業の推進と「適応復興」への対応

- 本県が実施してきた防災対策の効果を確認できた。今後、「適応復興」の観点から気候変動リスクを踏まえた防災対策の取組みが課題。

# 令和2年7月豪雨災害 気象概要①

○本州付近に停滞した梅雨前線に向かって断続的に暖かく湿った空気が流れ込み、飛騨地方や美濃地方の山地を中心に雨が降り続き、県内11地点で1,000mmを超えた。(7月3日0時～7月31日24時までの降水量)

○県内6市で平成30年7月豪雨以来となる大雨特別警報発表(7月8日6時30分)



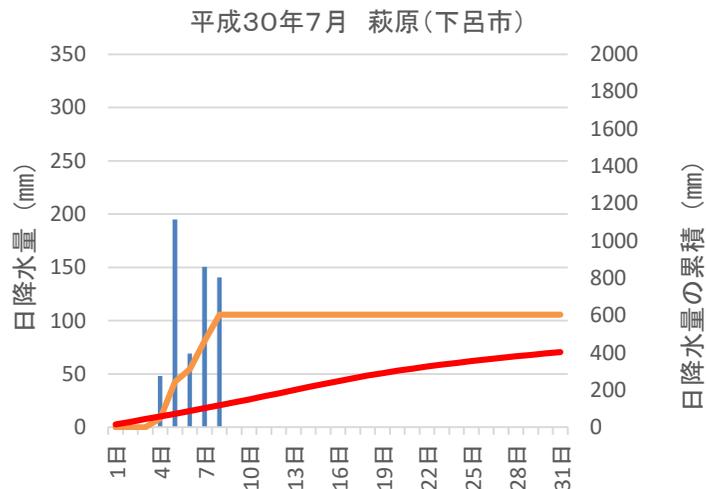
# 令和2年7月豪雨災害 気象概要②

## 平成30年7月豪雨との比較

### ■平成30年7月と令和2年7月の降水量比較（萩原）

平成30年7月において、萩原（下呂市）では降り始めから5日間で603.0ミリを記録した。

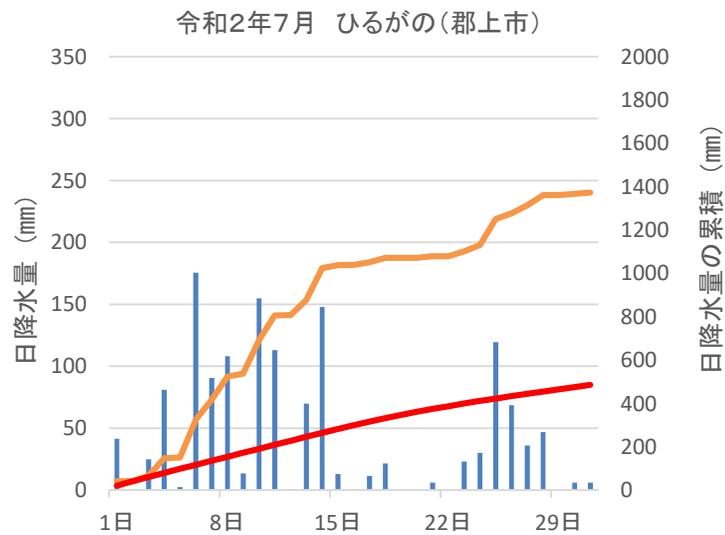
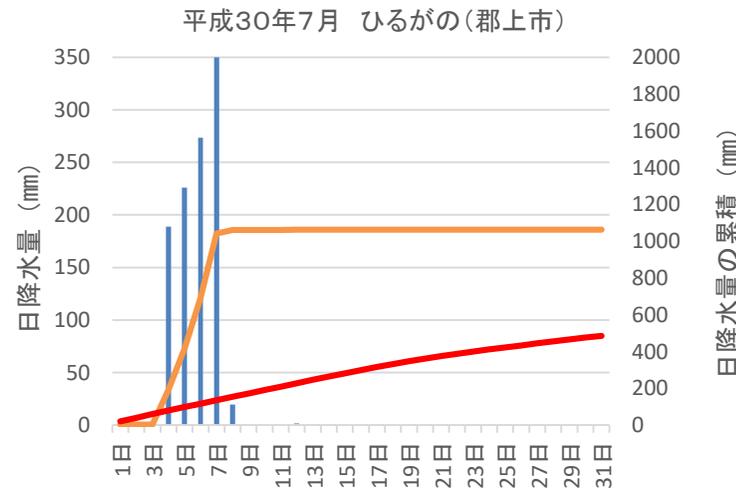
令和2年7月の降水量においては24時間、48時間、72時間において過去最高の降水量を記録したほか、これまでの7月降水量記録である876.5ミリ（平成22年7月）の2倍以上となる1,883.0ミリを記録した。



### ■平成30年7月と令和2年7月の降水量比較（ひるがの）

平成30年7月において、ひるがの（郡上市）では24時間、48時間、72時間で過去最高の降水量を記録し、同年7月の降水量は、観測史上最高（当時）となる1,062.5ミリを記録した。

令和2年7月では、時間別降水量において過去最高の降水量を記録した時間はないものの、7月降水量では観測史上最高となる1,414.5ミリを記録した。



【凡例】

- 日降水量
- 日降水量の累積
- 7月累積降水量(平年値)

【参考：梅雨明け】  
平成30年 7/9  
令和2年 8/1

# 令和2年7月豪雨災害 被害概要①

平成30年7月豪雨との比較

## ○人的・住家被害に係る比較

		平成30年 7月豪雨	令和2年7月豪雨 (9月4日 15時00分時点)
人的被害	死者	1名	0名
	重傷者	2名	1名
	軽傷者	1名	1名
	計	4名	2名
住家被害	全壊	12棟	6棟
	半壊	236棟	37棟
	一部損壊	5棟	87棟
	床上浸水	82棟	30棟
	床下浸水	418棟	299棟
	計	753棟	459棟

## ○公共土木施設等の被害に係る比較

(単位：百万円)

部	区分	平成30年7月豪雨		令和2年7月豪雨 (9月4日 15時00分時点)	
		箇所数	金額	箇所数	金額
国土 整備部	道路	244	5,617	260	6,808
	橋梁	15	842	13	281
	河川	374	10,093	246	9,394
	砂防	53	1,647	35	2,171
	計	686	18,199	554	18,654
農政部	農作物等	451	209	84	119
	農業生産施設	66	64	203	160
	農地	423	785	307	892
	農業用施設	590	2,465	263	2,270
	計	1,530	3,523	857	3,440
林政部	山地	61	2,569	44	2,426
	林道(路線数)	280	1,464	218	1,570
	計	341	4,033	262	3,995
都市 建築部	下水道	1	60	0	0
	市営都市公園	5	118	2	95
	JR高山線	23	(非公表)	12	(非公表)
	長良川鉄道	6	100	被害なし	
	明知鉄道	被害なし		1	15

※金額は被害報告額  
※端数処理により、計算が合わない部分がある

# 令和2年7月豪雨災害 被害概要②

【鉄道被害】JR高山本線 土砂流入等（7月23日より全線運転再開）  
 【道路】260箇所 【橋梁】13箇所 【河川】246箇所 【砂防施設】35箇所  
 【農地】307箇所 【農業用施設】263箇所 【山地】44箇所 【林道】218路線 等

①路側崩壊  
 (高山市・国道471号)



③路側崩壊  
 (高山市・乗鞍公園線)



②土砂流出  
 (高山市・国道158号)



④土石流 (高山市滝町)



⑤護岸崩壊  
 (下呂市・飛騨川)



⑬農地被害  
 (高山市滝町)



⑦道路崩壊  
 (下呂市・国道41号)



⑥土石流  
 (下呂市・高天ヶ原谷)



⑧斜面崩壊  
 (郡上市・奥田洞谷)



⑩浸水被害  
 (白川町・白川)



⑨鉄道被害 (下呂市)



⑪突風被害 (八百津町)



⑫倒木被害 (瑞浪市)



# 1 コロナ禍における避難所運営の強化

## I 事象

### 1 避難所の開設状況

- ・市町村が開設した全ての避難所で事前受付や2m間隔の確保、専用スペースの設置により感染防止対策を実施  
(22市町村において252箇所の避難所を開設)

### 2 避難所定員の減少による影響

- ・2m間隔を確保したため避難所定員の減少が発生し、避難者に対して他の避難所への移動を促した事例が発生

### 3 コロナ禍における住民避難行動への影響

- ・発災前から、市町村から住民に、親せきや知人宅など避難所以外の避難先の検討を促していた
- ・感染を危惧して避難所への避難をためらったとの声がある



事前受付による検温



パーティションによる間隔確保

## II 課題

### 1 避難所定員減少への対応

- ・感染防止対策のため避難所の定員数を減らした結果、発災時に避難所の収容能力を超える場合に備え、あらかじめ避難先の選択肢を増やすことが必要
- ・避難所の定員減少を少しでも減らすため、パーティション等の資機材の早急な確保とともに、新しく追加する避難所の資機材を用意することも必要
- ・引き続き、避難所設営訓練の実施が必要

### 2 コロナ禍における住民避難行動の把握

【住民避難行動実態調査(令和2年12月実施)の結果】

- ・コロナ禍における感染のおそれを理由として避難しない人が一定数いることから、住民に対し避難所環境や感染症対策についての理解を浸透させることが必要

## III 対応

### 1-1 民間施設等の活用促進

- ・協定のひな形提供(令和2年10月~12月)や市町村への個別訪問により、市町村による民間施設等の活用を働きかけ
- ・活用できる県有施設の洗い出しを実施し、市町村へ共有

### 1-2 資機材の確保と訓練の実施

- ・避難所生活環境確保事業費補助金の活用と避難所設営訓練の実施を、市町村への個別訪問により働きかけ
  - ・避難所や資機材に関する理解を深めるため、住民主体による避難所設営訓練の普及を推進
- 市町村: 地域の防災リーダーを中心とした、住民主体による避難所設営訓練を実施
- 県: 地域の住民が参加したくなる避難所設営訓練について、事例を収集し共有

# 2-1 コロナ禍における災害ボランティア受入のルール化

## I 事象

### 1 被災市町の社会福祉協議会の対応

#### (1) 被災市町在住者に限定したボランティアの受入れ

- ・全国社会福祉協議会の考え方や、岐阜県社会福祉協議会のコロナ禍における災害ボランティアセンターの設置・運営のガイドラインにより、被災市町の社会福祉協議会は、市町と協議し、被災規模や住民の意向を踏まえ、被災市町在住者に限定してボランティアを受入れ

※ボランティア活動人数

4市町延べ1,346人(高山市 799人、下呂市 494人、八百津町 4人、白川町 49人)

#### (2) ボランティアの受入れ時の感染症対策

- ・被災者ニーズを把握し、必要となるボランティアの人数を募集することとし、不特定多数が災害ボランティアセンターに訪れ、三密にならないように事前申込みで受入れ
- ・受付では消毒液を設置し、マスク着用と検温、健康状態等を記入するチェックシートの提出を求める
- ・運営スタッフはマスクやフェイスシールドを着用



## II 課題

### 1 ボランティアを受け入れるためのルールづくり

- ・更に甚大な災害が発生した場合には、全国から多くのボランティアを受け入れることとなるため、コロナ禍における受入れのルールづくりが必要

## III 対応

### 1 コロナ禍におけるボランティア受入方針の策定

- ・感染症の専門家に意見を伺いながら、市町村社会福祉協議会によるボランティアの受入れに必要な感染症対策について整理し、「新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針」を策定(9月4日)

### 2 感染症対策の徹底のための研修会

- ・県が策定する「新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針」により、市町村及び市町村社会福祉協議会に対して感染症対策を周知、徹底するため、研修会を実施(10月12日)

# 2-2 コロナ禍における応援職員の感染防止対策の徹底

## I 事象

### 1 被災地への職員派遣

- ・熊本県において、他県市から派遣された応援職員が新型コロナウイルスに感染していることが判明
- ・同県において、派遣する側の感染防止対策の徹底を依頼

< 岐阜県の派遣状況(県内市町村支援) >

- ・県から、災害対策本部運営を支援する職員(災害マネジメント支援職員)及びリエゾン(情報連絡員)を派遣
- ・派遣に際し、体調不良でない職員を選定し、派遣期間中の体温測定、体調チェックを毎日実施するとともに状況を確認

○派遣先市町村

災害マネジメント支援職員: 下呂市(9日間×2人)

情報連絡員 : 郡上市、中津川市、恵那市、高山市、飛騨市、下呂市(延べ10人)



手指消毒

検温

入室前の検温

※災害マネジメント支援職員の対応

### 2 国機関等の職員受入れ

- ・県災害対策本部において、国関係の8機関及びライフライン機関から延べ58人のリエゾンを受入れ

国関係機関: 陸上自衛隊第35普通科連隊、航空自衛隊第2補給処、第四管区海上保安本部、東海総合通信局、中部地方整備局、岐阜運輸支局、国土地理院中部地方測量部、東海農政局 (延べ53人)

ライフライン機関: 中部電力パワーグリッド(株)岐阜支社(延べ5人)

## II 課題

### 1 確実な感染防止対策の徹底(職員派遣及び受入れ)

- ・他県の感染事例を踏まえ、派遣及び受入れ開始時の体調のみならず、派遣及び受入れ期間の前後一定期間についても、職員の体調確認を実施することにより、感染防止対策の徹底が必要

## III 対応

### 1 職員派遣及び受入れに係る感染防止対策の明文化

- ・職員派遣に関する要綱等に以下の対策を明記(10月14日)
  - ①派遣期間中の感染防止対策
  - ②感染防止資材の準備
  - ③派遣期間前後の職員の体調確認

# 3 実効性のある避難対策の推進

## I 事象

### 1 土砂災害警戒情報や河川水位等の情報提供の状況

- ・土砂災害警戒情報を16回、延べ27市町村に発表。土木事務所長が市町村長に対し、危険度が高いメッシュ位置の情報提供及び避難勧告発令に関する助言を実施
- ・飛騨川など4河川で氾濫危険水位を超過。土木事務所長が市町村長に対し、氾濫危険水位を超過した旨の情報提供及び避難勧告発令に関する助言を実施

### 2 避難情報発令と避難の状況

- ・市町村は、土砂災害警戒情報、河川水位、雨量等を踏まえ、対象地域を限定して、避難勧告や避難指示(緊急)を時間帯に関わらず発令(20市町村)
- ・避難指示発令時に大音量でのサイレン使用(下呂市)、避難勧告発令時に消防団員や自治会長による戸別訪問での避難の呼び掛け(白川町等)など、避難の実効性確保のため伝達方法を工夫
- ・「垂直避難など屋内安全確保」を呼びかけた市町村の割合が平成30年7月豪雨災害より増加
- ・避難所への避難者は延べ約3,900人(約1%) [平成30年7月:約9,500人(約2%)]

[屋内安全確保の呼びかけ]  
(実施市町村/発令市町村)

平成30年		令和2年	
避難勧告	避難指示	避難勧告	避難指示
9/19 (47.4%)	7/11 (63.6%)	13/19 (68.4%)	5/7 (71.4%)

## II 課題

### 1 避難行動の実態把握

【住民避難行動実態調査(令和2年12月実施)の結果】

- ・想定外の常態化により、避難のタイミングにおいて、過去の経験が通用しないことへの理解が不十分
- ・災害・避難カード等の普及が必要
- ・避難を促すために、平時のつながりを通じた直接の声かけが必要
- ・平常時から助け合いのできるコミュニティを構築し、災害時には避難を先導できる中心人物が必要
- ・分散避難により、避難の有無の把握が困難

### 2 災害に関する情報の住民理解度の向上

- ・平成30年度の住民避難行動実態調査では、避難情報や自然災害に対する理解度が低いと避難をしない傾向にあるとの調査結果があり、住民一人ひとりの災害に関する情報の理解度を高め

## III 対応

### 1 住民の避難意識を高める取組みの実施

- ・各種媒体(YouTube、ラジオCM、ハンドブック等)を活用し、自宅の災害リスクや、適時的確な避難の必要性を啓発
- ・住民と直接対話する防災タウンミーティングを開催(令和2年度:3回)
- ・情報の受け手のリテラシー向上のため、情報入手ケースに応じた正しい防災情報の扱い方をまとめ、市町村へ提供(令和3年度中)
- ・「災害・避難カード」のデジタル化を進めるとともに、学校などを含めたカード等の普及を一層推進し、あわせて内容の改良を検討(令和3年度中)
- ・県及び市町村は、作成したカード等に実効性を持たせるため、定期的な見直しを呼びかけ

### 2 地域での「声かけ」一層の推進

- ・市町村は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施
- ・県及び市町村は、清流の国ぎふ防災・減災センターと連携し、コミュニティ構築の中心となる防災リーダーを育成

### 3 分散避難を前提とした避難先の把握手法検討

- ・清流の国ぎふ防災・減災センターと連携し、分散避難者の把握や双方向のやり取りを行う仕組みについて、情報通信技術の活用を含め検討(令和3年度中)

# 4 要配慮者利用施設における避難対策の推進

## I 事象

### 1 避難確保計画の作成状況

- 平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に避難確保計画の作成等が義務化
- 施設職員に対する避難確保計画の作成に関する講習会を、市町村と協力して開催
- 要配慮者利用施設に対しては、指導監査時において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を監査の重点事項に位置付け、助言及び指導を実施
- 市町村防災アドバイザーチームが市町村を個別訪問し、計画作成について指導や助言を実施
- 約6割の施設において避難確保計画を作成済み

	平成31年3月時点			令和2年 (洪水：3月、土砂：5月時点)		
	対象施設数	計画作成数	作成率	対象施設数	計画作成数	作成率
洪水浸水想定区域	1,595	665	41.7%	1,637	1,054	64.4%
土砂災害警戒区域	506	226	44.7%	592	363	61.3%

### 2 要配慮者利用施設での人的被害

- 県内では、要配慮者利用施設での人的被害の発生はなかったが、他県では、避難が間に合わず、14人が犠牲となった事例あり(避難のトリガーとなる「避難準備・高齢者等避難開始」は前日17時に発令されたが、本格的な避難を開始したのは翌日6時半頃)

## II 課題

### 1 避難確保計画の作成促進

- 全施設での避難確保計画の作成が必要
- 計画作成が進まない理由について市町村アンケートでは、「施設の業務多忙による人材不足」や「施設職員で作成できるスキルがない」等の回答

### 2 実災害時の避難対応

- 「避難準備・高齢者等避難開始」等の避難情報が発令された場合、迅速な避難が必要
- 県内の要配慮者利用施設における災害時の避難の実態の把握が必要

## III 対応

### 1 避難確保計画作成の支援

- 県が把握する各種危険区域に位置する要配慮者利用施設の一覧を市町村へ提供
- 市町村が開催する施設管理者向けオンライン講習会において県職員が講義(令和2年度:13市町)
- 所管業務ラインで計画作成を支援するため、県庁内関係機関の連絡会議を開催(令和2年12月)
- 市町村は、豪雨時を想定したタイムラインを踏まえた計画作成を促すとともに、計画の見直しを促進
- 県及び市町村は、施設管理者が実施しやすく利用者が参加しやすい避難訓練について事例収集・共有し、訓練実施を働きかける。

### 2 市町村による施設指導の助言

- 住民避難行動実態調査の結果、施設の大半が夜間に避難していたことから、避難開始の適切なタイミングについて、市町村が施設に対して指導を行うよう助言(令和3年4月)

### 3 施設への指導監査

- 老人福祉法や障害者総合支援法などの各事業法に基づく、定期の指導監査の重点項目と位置づけ、県所管の対象施設における計画策定状況等の確認を継続実施
- 県所管施設に対する、法の趣旨・事例集・手引きを周知

# 5 孤立集落対策の強化

## I 事象

### 1 孤立集落の発生状況

- ・3市17地区で孤立状態が発生し、最大3,409人に影響

### 2 孤立集落の早期解消

- ・災害時応援協定を締結している建設業協会と連携を密にし、道路啓開を円滑に実施することにより、2日間で孤立状態が解消

### 3 別荘利用者等の孤立への対応

- ・鈴蘭高原地区(高山市)において、別荘利用者等の孤立が発生
- ・県警へリにより同地区に食料、飲料水等を搬送したほか、同地区から要配慮者及び介助者の2名を高山市朝日町の避難所へ搬送
- ・消防職員、警察職員等の誘導により、同地区の孤立者71名が徒歩および車両により孤立集落外へ移動

### 4 ボートによる住民の救助

- ・熊本県等において発生した河川の氾濫では、孤立した被災者を警察、自衛隊等がボートにより救助



## II 課題

### 1 孤立予想集落等へのアクセス道路の強化

- ・幅員狭小区間や落石危険箇所等の対策が必要

### 2 孤立した集落の情報の把握と支援

- ・別荘利用者等が孤立した場合、実態及び必要な支援の把握が困難
- ・へリによる物資支援の効率化について検討が必要

### 3 浸水した住宅地での孤立の発生

- ・他県の河川氾濫事例(熊本県球磨川等)で、浸水した住宅地で孤立した住民をボートで救出したが、本県においてもボートの配備の充実が必要

## III 対応

### 1 道路整備と法面対策の推進

- ・緊急輸送道路や迂回路となる区間、雨量規制区間等において、道路の整備(現道拡幅・バイパス整備)を継続
- ・道路整備や防災事業については、各種計画に基づき、継続的に整備を継続

### 2 別荘利用者等の孤立情報の把握、集約

- ・旅館業施設一覧等を活用し連絡先リストを整備し、市町村に対し周知
- ・地図情報の更なる活用のため、県域統合型GIS上において孤立予想集落をエリアで表示予定(令和3年度中)
- ・各種危険区域に加え、雪害等による既往の孤立化を考慮するなどリスクを幅広く捉え、データベースを拡充

### 3 孤立支援・救助救命資機材の更新・配備

- ・へリによる運搬を想定し、必要となる資機材をパッケージ化し、各資機材の寸法・重さ・容積率を貼付した上で、広域防災センターに配備(令和3年3月)
- ・災害対策用救命ボートを、機動隊及び関係警察署に配備済み(6台分)(令和3年1月)

# 6 局地的な災害、ピンポイント被災に対応する被災者支援

## I 事象

### 1 被災者生活再建支援制度の適用

- ・下呂市の全壊及び大規模半壊世帯に対して、7月8日付けで被災者生活再建支援法(国制度)を適用
- ・国制度の適用を受けない住宅被害については、県制度を適用し、国制度と同等以上の支援を実施

### 2 支援制度の概要

[適用条件]

国制度 (大規模・広域的災害)	県制度 (小規模災害)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1市町村で全壊10世帯以上</li> <li>・ 県で全壊100世帯以上</li> <li>・ 全国2以上の県で制度が適用された場合に、以下に該当する市町村</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に加え隣接県で国制度が適用された場合</li> <li>・ 知事が特に必要と認められた場合</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>全壊2世帯以上(人口5万未満)</li> <li>全壊5世帯以上(人口10万未満)</li> </ul>	<p>等</p> <p>今回の下呂市の例</p>

※令和2年12月4日に被災者生活再建支援法が改正、令和2年7月豪雨にも遡及適用

[支援金の支給額]

住宅被害の程度	全壊		大規模半壊		半壊		床上浸水
	損害割合	50%~	40~49%	30~39%	20~29%		
国制度	基礎支援金	100万円	50万円	—	—	—	—
	加算支援金	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	【新設】 建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円		—	—
	基礎支援金	100万円	50万円	50万円		30万円	—
県制度	基礎支援金	100万円	50万円	50万円		30万円	—
	加算支援金	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	—		—	—
	基礎支援金	100万円	50万円	50万円		30万円	—

## II 課題

### 1 被災者生活再建支援制度の適用条件

- ・国制度は、災害の規模により適用の可否が決定するため、ピンポイントに同程度の被害が発生した場合には対応しておらず、災害の規模の大小に関わらず支援できる仕組みが必要

### 2 被災者生活再建支援制度の支給範囲

- ・国制度は、半壊や床上浸水の被災世帯が対象外(国では、全国知事会の提言を受け、法改正により、中規模半壊(損害割合30%以上40%未満)まで対象を拡大(令和2年7月豪雨から適用))

## III 対応

### 1 被災者生活再建支援制度の基準見直しに係る要望

- ・広域的災害でないと適用できないという基準や、制度の対象に一部損壊や床上・床下浸水被害を含めるよう見直し、対象を拡充するよう国へ要望

### 2 県制度の改正

- ・国制度が半壊のうち損害割合30%以上40%未満の被害が対象となることを踏まえ、県制度改正について市町村に意見照会(1月)。意見を参考に改正予定(令和3年度出水期まで)

# 7 防災対策事業の推進と「適応復興」への対応（1／2）

## I 事象

### 1 飛騨川や白川をはじめとする浸水被害

- ・飛騨川に合流する白川では、バックウォーター現象により水位が上昇したと推測（白川町の住家被害: 床上浸水9戸、床下浸水16戸）
- ・今回の豪雨により、県内各地で河川内に土砂等が堆積
- ・事前放流を行った利水ダム(牧尾ダム)や農地防災ダム(久々野防災ダム、宮川防災ダム)等が洪水調整機能を発揮

### 2 下呂市や高山市をはじめとする土砂被害

- ・下呂市や高山市など13箇所において土砂災害が発生し、人家等が被害
- ・奥田洞谷(郡上市)の斜面崩壊 → 土石流センサー等による監視により安全な避難行動を実現
- ・砂防堰堤、治山ダムにおいて今回の豪雨による流出土砂の捕捉が確認され、一定の効果を発揮

### 3 幹線道路(緊急輸送道路)等の被災と応急復旧

- ・国道41号(下呂市小坂町門坂地内)において道路が流失し、長期間の通行止めが発生
- ・舗装のひび割れ等から表流水が地中に浸透し、県管理道路が被災
- ・県管理道路の道路啓開にあたり、災害時応援協定を締結している建設業協会と連携を密にし、即時に対応
- ・応急作業において、災害時応急対策用備蓄資機材を有効活用



# 7 防災対策事業の推進と「適応復興」への対応（2/2）

## II 課題

- 1 公共土木施設等の機能低下**
  - ・今回の豪雨により流出した雨水、土砂等により、道路、河川、砂防堰堤等の機能が低下
- 2 安全な避難に向けた体制整備**
  - ・人的被害が危惧される災害に対し、地域の住民の避難体制を確保するため、昼夜を問わない監視体制を万全かつ効率的に構築することが必要
  - ・県内のあらゆる場所で今回のような災害が発生する可能性があり、各土木事務所において監視等に必要な資機材の備蓄が必要
- 3 速やかな応急復旧を行うための体制整備**
  - ・被災地域において、袋詰め玉石の石材調達に課題
  - ・広域的な災害に備え、新たな備蓄拠点の整備が必要
- 4 気候変動に対する適応**
  - ・近年、豪雨や台風等の気象災害が激甚化、頻発化。想定を超える災害が各地で頻繁に発生
  - ・令和2年6月30日、内閣府防災担当大臣と環境大臣による共同メッセージと『気候危機時代の「気候変動×防災」戦略 ～「原形復旧」から「適応復興」へ～』が公表され、国において、気候変動リスクを踏まえた防災対策・減災対策に向けた取組みを推進することが明記

## III 対応

- 1 公共土木施設等の機能維持と防災対策の推進**
  - ・大規模災害時にも道路、河川、砂防堰堤等の機能を確保するため、各種計画に基づく道路整備・防災対策、河川改修及び砂防施設の整備を継続
  - ・河川内や砂防堰堤背面等に堆積した土砂の除去を推進
  - ・治山施設による土砂流出の抑止と間伐などの森林整備を総合的に推進するためのモデル地区を設定(令和3年度5箇所予定)
- 2 監視体制等の強化**
  - ・浸水被害が発生した飛騨川白川合流点付近にCCTVカメラを設置し、「岐阜県川の防災情報」で画像を配信(令和3年度出水期から)
  - ・遠方監視装置の増強を要する農地防災ダムについて、遠方監視装置を順次設置し、監視体制を強化
- 3 災害時応急対策用資機材・備蓄拠点の整備**
  - ・災害時応急対策用資機材(玉石、消波ブロック、危機管理型水位計)を追加配備
  - ・土砂災害監視システムを、備蓄がされていない土木事務所へ配備(令和3年度出水期まで)
- 4 「適応復興」への対応**
  - ・県と岐阜大学で共同運営する「岐阜県気候変動適応センター」において、「洪水・土砂災害発生頻度の増加と人口減少の複合影響評価」の研究を実施。令和2年11月の気候変動適応分野別会議(自然災害分野)を経て、研究成果を関係所属と共有(令和2年度内)
  - ・流域治水を進めるため、国や県、市町村において県内6水系ごとに流域治水プロジェクトを策定するため、流域治水協議会を立ち上げ、流域治水プロジェクトの策定を推進(令和2年度内を目途)